

令和7年度 大阪市立玉造小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年5月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、学校教育目標「人間性豊かな子どもを育てる～豊かな心をもち、たくましく生きる子どもを育てる～」を目指して「大阪市立玉造小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校・学級づくり

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことをあらゆる教育活動の中に浸透させていく。

② 日頃から、児童が安心して通える学校、居心地の良い学級づくりに努める。また、自尊感情を高めたり、仲間との絆をより確かなものにしたりするため教育活動の充実化を図る。

未然防止・早期発見・早期対応のための取組についてアンケートや教育相談等を通して、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

③ 家庭・地域との連携について

普段から子どもとの対話やコミュニケーションを通して些細な兆候の把握に努めてもらうように働きかけるとともに、携帯電話やパソコン等の使用について、家庭で定めたルールのもとに適切に使用するよう要請する。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善

① すべての教員が授業研究を行い、児童一人一人が「わかる」「できる」「興味・関心が高まる」授業づくりに向けて研究・研修を行うことで、指導力の向上に努める。

② 全教職員が指導方針を共有して、授業規律や学習規律を守らせる。とくに配慮を要する児童へは、基本的な生活習慣や学習習慣を確立するなど、家庭の協力を求め、計画的・継続的な指導を進める。

(2) 自己有用感を高める

① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組を通し、児童が自己有用感を高められる場面を設けたり、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けるなどする。

② 友だちや教職員と関わり、人との心のつながりを感じることのできる集団づくりに努める。

③ 児童を認め、誉める指導を充実させる。また、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

① すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。また、児童の実態を踏まえ、自分の考えを深め、成長を実感できるような道徳教材の開発に努める。

② 学級活動・児童会活動・縦割り班活動などに意欲的に取り組ませて児童一人一人の社会性を高めさせる。

③ 児童に社会の一員であることを自覚させ、社会のルールやマナーをしっかりと教え、規範意識を高めさせる。また、アイマスク体験、車いす体験などを通して、ノーマライゼーションを実現することの大切さについて学ぶ機会を設ける。

④ 家庭と連携して情報モラル教育を推進する。「学校だより」や「学年懇談会」等の機会に家庭に携帯電話、インターネット等の利用に関しての情報提供や啓発を行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 児童の相談体制の充実と情報の共有化について

普段から担任や養護教諭が児童と保護者の相談に当たるとともに、区役所や学校カウンセラー等の関係機関と連携しながら、いじめに係る相談体制を整備する。

② 相談窓口の周知

「いじめ」に関する相談窓口（電話教育相談、24時間電話いじめ相談、子どもホットライン、法務省子どもの人権110等）を周知させるとともに、悩みを打ち明けやすい教職員に相談するように呼び掛ける。

③ 児童アンケートの実施

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための歯止め効果を期待としての取組みと早期発見の手立てとして、児童アンケートを学校で実施する。

④ 見て見ぬふりをさせない指導

「いじめを見て見ぬふりしない」ように道徳の時間や学級活動等で指導するとともに、勇気をもっていじめを伝えた児童に対しては、学校として徹底して守り通し、安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。傍観者や取り巻きもいじめを助長することを理解させる。

5. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめの早期解決に向けた初動対応

いじめの兆候を認知したときやいじめの事案が発生した場合は、直ちに、保護者や友人関係等からの情報を収集して事実関係を把握する。担当者が1人で抱えることなく、経緯の記録・報告・連絡・相談を行うとともに、管理職を通じて大阪市教育委員会へ報告し、初動対応の方向を決定する。

② 複数の教員による対応

いじめを受けた生徒に対しては、複数の教員が見守るとともに、生活指導部会や職員朝会等の機会に、継続して児童の情報共有を行う。また、保護者には電話で家庭での状況を確認する。

③ 被害児童への対応

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはつきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

④ 加害児童への指導

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる

- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導することにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動など他の手段での的確に発散できる力を育む。

⑤ 組織的な対応

校長のリーダーシップのもと、担任教諭のみならず、それぞれの教職員が責任を共有しながら、学校組織をあげていじめの解消に向けた的確な対応を行う。また、いじめに関する指導記録等を確実に保存し、児童の進級・進学にあたって、適切に引き継ぐ。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- | | |
|----------|---|
| ① 組織名 | 玉造小学校いじめ等問題行動対策委員会 |
| ② 構成メンバー | 管理職、教務主任、生活指導部長、生活指導部員、養護教諭、学年主任、当該学年担任 |
| ③ 活動内容 | いじめにかわる事案 |
| ④ 開催時期 | 随時 |
| ⑤ 内容 | <ul style="list-style-type: none">・いじめ事案の事実関係の確認と委員会へ報告について・被害児童の保護、加害児童への指導についての対応について・解決に向けての対応について |

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① 保護者への情報発信・啓発について

「学校だより」や「学校ホームページ」を利用し、本校が実施している人権教育やいじめに対する取組等について保護者への情報発信と啓発を行う。PTA実行委員会等の場で、学校としてのいじめ防止の取り組みについて説明し、協力を求める。

② 学校協議会への提案

学校協議会で本校の「学校いじめ防止基本方針」について説明し、意見をいただく機会を持つとともに、いじめの防止対策に関する指導の経過を報告する。

③ 外部機関との協力体制について 教育委員会、警察、子ども相談センター、福祉機関、医療機関等に相談し、対応が困難な場合のサポート体制を整えておく。

(3) 取組内容の検証

- ① P D C A サイクルを活用し「運営に関する計画」で検証する。
- ② 取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法について次年度に生かす。

7. 重大事案への対処

【重大事態】

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（生徒が自殺を企図した場合等）
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき

【対処】

- ①重大事態が発生した際、速やかに教育委員会、警察に報告し連携して事実関係の調査および対応を行う。
- ②緊急職員会議を招集し、役割を分担して情報を収集し、事実関係を明確化する。時系列に沿って記録するとともに、教育委員会への連絡・報告、警察と連携した対応を取る。
- ③外部機関、マスコミの取材等に対しては、窓口を一本化し、隠蔽せず、誠意をもって対応する。なお、個人情報については十分に配慮する。
- ④被害生徒及びその保護者への適切な情報提供を行う。
- ⑤状況によっては、教育委員会と連携して「緊急保護者会」を開催する。

※ いじめ発見の際の流れ

